

京都大学	博士（法 学）	氏名	岡村 暢一郎
論文題目	産業秩序における法の役割－養殖真珠産業を素材として－		
（論文内容の要旨） 本論文は、日本の養殖真珠産業の業界秩序の変動を、それを規定してきた法の変動と関連づけながら記述・分析するものである。本論文を通じて著者は、両者の変動に伴い、「真珠」という言葉の意味も変化してきていることを示そうとしている。 第一章において著者は、業界秩序と法の関係に関する法社会学上の先行研究の検討を通じて、本論文の視座を設定している。この分野を代表するリサ・バーンスタインの研究が描いたダイヤモンド産業の業界秩序は、信用に基づく私的制裁システムを核とする、いわば国家法の外部に形成された秩序であった。これに対して著者は、日本的取引慣行論などを参照することによって、業界秩序のそのようなあり方は必然的なものというわけではなく、業界秩序は業界固有の法的・経済的選択を通じて形成されることを指摘する。 第二章において著者は、養殖真珠産業に固有の業界秩序のあり方を解明すべく、百年以上におよぶその歴史を三期に区分して跡づけている。 第一期は、養殖真珠産業の成立から第二次世界大戦直後までである。1893年に世界で初めてアコヤガイによる養殖に成功した御木本幸吉は、1896年に半円真珠の特許を取得してその生産を独占する。これに対して、後進の事業者は自由競争を志向して1925年に日本真珠養殖組合を結成し、真円真珠の特許の実施が半数の組合員に許諾された。ところが、後継組合として1928年に御木本を含めて結成された大日本真珠組合は、一転して外部資本の流入の阻止を図る特許統制組合であった。同組合は1932年に漁業法などの法的根拠を獲得して日本養殖真珠水産組合へと改組され、その統制力を強化する。戦時経済下、業界はさらなる行政介入を求め、1940年には営業許可制度の導入をみる。そして1942年の企業整備令を受けて設立された日本合同真珠株式会社は、小規模事業者を転廃業に追い込む一方、上層企業の資本を戦後まで温存する役割を果たした。以上の検討を通じて著者は、養殖真珠産業の業界秩序は、法と既得権益の重層構造を成していると主張する。 第二期は、戦後復興から真珠養殖事業法廃止までである。この時期の業界秩序を規定したのは、真珠養殖事業法（1952年）と真珠養殖等調整暫定措置法（1969年）のいわゆる真珠二法である。前者は輸出検査制度の導入などを主たる内容とするものであり、後者は調整組合制度による安定事業などを主たる内容とするものであった。著者は、真珠二法の背後には戦前以来の閉鎖的な産業構造が潜んでいると主張する。上層企業は、同時期に構想された専売制に対しては、利潤追求の自由を理由として反対する一方、輸出検査制度に対しては、日本真珠輸出組合の組合員協定（1957年）によってその実効性を確保した。し			

かも、同協定の基準が輸出取引法と輸出承認基準に取り込まれるに及んで、低品質真珠の輸出禁止措置は法的な根拠を獲得したのである。以上の検討を通じて著者は、法が業界秩序へのアウトサイダーの包摂を実現したのだと主張する。さらに真珠二法は、海外で生産された真珠の全量輸入などを宣言した海外真珠三原則と連動して、日本の養殖真珠産業による真珠の独占供給体制を確立したのであった。

第三期は、真珠養殖事業法廃止から現在までである。1999年、規制緩和の流れの中で真珠養殖事業法が廃止され、水産庁の行政指導に基づく護送船団型の産業構造が崩壊した。ワシントン条約違反のシャコ貝核を使用した違法真珠が問題化した際、国が担ってきた実行機能を喪失した日本真珠振興会は、「シャコ貝核が使用されていることはない」との公式声明によって問題の幕引きを図った。ところが、このことが「日本真珠振興会は日本のアコヤ真珠のための組織である」という語りと連動して、多供給を認容し（「日本も生産地のひとつにすぎない」）、日本抜きの世界流通の扉を開く結果となったのだと著者は主張する。こうして現在、業界秩序は、国際貴金属宝飾品連盟のパールブックなどの自主規制に依拠するものに再編されつつある。いまや日本の養殖真珠産業は、品質スタンダードの優位性を巡る海外勢との競争にさらされ、情報開示義務などを課すルールを上層企業も受け入れざるを得ない。独占供給体制の崩壊は、業界秩序の市場主義化を促している。

第三章において著者は、養殖真珠産業の業界秩序を変動させていく中で法が果たしたもうひとつの役割について考察している。養殖真珠以前には「真珠＝天然真珠」であり、偽物のレッテルを貼られた養殖真珠に正当性を付与することが業界の最重要課題であった。粗製濫造・濫売の防止の語りはまさに天然真珠と同等の正当性を養殖真珠に付与するためのものであり、それを担保してきたのが独占供給体制であった。こうして法が「真珠＝日本型養殖真珠」という言説を構築したのだと著者は主張する。日本真珠振興会がこの盟主としての語りを放棄したことは、「真珠＝養殖真珠」へと真珠の語りを変化させ、その意味づけをめぐる闘争を顕在化させることになった。こうした状況を踏まえて、最後に著者は、これからの養殖真珠産業は、デザインなどに創意工夫を凝らした商品としての「真珠」を作り出していかねばならないと主張している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本の養殖真珠産業の業界秩序の変動を記述・分析することを通じて、法が業界秩序の形成において果たす役割について究明しようとするものである。本論文には次の三つの意義が認められる。

第一に、本論文は、豊富な資料と入念な聞き取り調査に基づいて、対象の綿密な記述を行っている。まず、養殖真珠産業の草創期について、特許統制組合の結成以後、新規参入の抑制と階層秩序の維持を図ってきた業界行動が記述されると同時に、営業許可制度の導入などを通じて法がこれを補強してきたことが指摘されている。次に、独占供給体制の確立期について、真珠ブームに際して輸出検査制度の導入を、真珠不況に際して生産計画の実効化を求める業界行動と関連づけて、いわゆる真珠二法と海外真珠三原則の内容が検討されている。さらに、独占供給体制の崩壊後について、生産・流通の国際化に直面して自らを周辺化していく業界行動が記述されると同時に、業界秩序形成の媒体も各種の自主規制へと転換してきていることが指摘されている。以上のように本論文は、業界の経済的・法的選択によって業界秩序が形成されていく過程を明快に描出している。

第二に、本論文は、業界秩序の多様性を指摘している。従来の業界秩序研究は、業界が国家法を回避して、その外部に自生的な秩序を形成していくという現象に多く着目してきた。これに対して本論文はむしろ、業界が国家法を道具的に使用して、アウトサイダーをも包摂する統制的な秩序を形成していくという現象を活写しており、今後この研究分野の発展にとって重要な素材を提供するものになっている。

第三に、本論文は、法の意味付与機能を把握しようとしている。天然真珠ならぬ養殖真珠には本質的な意味が存在しない。それに高品質性などの意味を付与してきたのが独占供給体制であった。独占供給体制の崩壊後に生じている品質基準をめぐる闘争は、そのまま養殖真珠の意味づけをめぐる闘争でもある。このように本論文は、いまだ荒削りではあるものの、記号学的な発想を業界秩序研究に持ち込む野心的な試みを行うものであるとも評価することができる。

もっとも、本論文に問題点がないわけではない。業界秩序研究というテーマに限定した先行研究の調査は網羅的とはいえず、また、既成の専門用語を無批判に多用した分析はかえって議論を平板なものにしてしまっている。しかしながら、これらの問題点は、養殖真珠産業の業界秩序の変動を綿密に記述し、この変動過程の中に真珠という言葉の意味のゆらぎを見出したという上述の本論文の意義を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいも

のであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成25年2月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。